

議会だより

No. 43 号

発行・編集
 東 成 瀬 村 議 会
 議 会 事 務 局
 電 話 2332 番
 印 刷
 (株) 増 田 印 刷 所



春いちばん

厳しい財政で五十八年度へと向う村政とは
 うらはらに「ねこやなぎ」は川面に映えている。

田子内地内
 成瀬川

3月定例議会開く

昭和58年第2回定例議会は、3月7日に招集され会期を10日までと定め内容は次のとおりです。

第2回定例議会のあらまし

議案番号	議 案 名	審議結果
議案第2号	職員の定年等に関する条例について	原案可決
議案第3号	東成瀬村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第4号	東成瀬村税条例の一部を改正する条例について	〃
議案第5号	東成瀬村手数料条例の一部を改正する条例について	〃
議案第6号	東成瀬村家庭奉仕員派遣手数料徴収条例について	〃
議案第7号	東成瀬村へき地診療所設置条例について	〃
議案第8号	東成瀬村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について	修正可決
議案第9号	東成瀬村文化財保護に関する条例について	原案可決
議案第10号	東成瀬村公民館設置条例の一部を改正する条例について	〃
議案第11号	東成瀬村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について	〃
議案第12号	湯沢雄勝広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約について	〃
議案第13号	昭和57年度東成瀬村一般会計補正予算（第6号）について	〃
議案第14号	昭和57年度東成瀬村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）について	〃
議案第15号	昭和57年度東成瀬村国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第4号）について	〃
議案第16号	昭和57年度東成瀬村簡易水道特別会計補正予算（第4号）について	〃
議案第17号	昭和57年度東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算（第1号）について	〃
議案第18号	昭和58年度東成瀬村一般会計予算について	〃
議案第19号	昭和58年度東成瀬村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について	〃
議案第20号	昭和58年度東成瀬村国民健康保険特別会計（施設勘定）予算について	〃
議案第21号	昭和58年度東成瀬村簡易水道特別会計予算について	〃
議案第22号	昭和58年度東成瀬村老人保健特別会計予算について	〃
議案第23号	昭和58年度東成瀬村農業用機械管理特別会計予算について	〃
議案第24号	昭和58年度東成瀬村十文字学生寮特別会計予算について	〃
議案第25号	東成瀬村議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第26号	学校災害法の制度促進に関する意見書の提出について	〃
議案第27号	工事請負変更契約の締結について	〃

村 長 施政



厳しい状況の中での 五十八年度のスタートを

行財政運営に当たっては、誠に厳しい状況下の昭和五十八年度はまもなく始まるわけですが、まず昭和五十七年度の主要事業等について概要をのべてみます。

事業施行にあたっては、林道、村道関係の改良、舗装等はすべて完工しており、災害復旧事業等については、農地農業施設等も高率補助の中に終わり、去る二月臨時議会で議決された河川災害の二ヶ所も入札を終わり、その完工に向かつて努力しているところで、産業課所管では、樹園地農道、かん排事業、公有林整備、林構事業、新農構、いこいの森造成事業、農地農業施設災害復旧事業等すべて完工し、また地籍調査事業につきましては五十七年対象の大字田

子内地区も調査が終わり、現在図面作成を急いでおり、事務的には五十八年度予定の岩井川地区の調査準備を進めているところです。民生課所管では、手倉簡易水道、廃棄物の処理場、防火水槽等が完成し、施設として完備しています。今後の課題としては生ゴミ処理等の検討も必要かと思われ、高二月一日から実施している老人保健法は、医療給付と検診を含めた健康管理指導の両面から実施し、医療給付以外の本格的な活動は新年度からにしようと思われ、ただその基本となる台帳等の整備は本年度中に終わる見込みです。総務課においては、新年度予算編成や、五十七年度補正予算等の作業を終え、今後は選挙体制で、す

でに県知事、県議の準備に入っており、各課の応援を求め公正かつ適確、迅速な選挙施行に対処しております。

さて五十八年度は、最近の情勢等を見ますと、景気も幾分回復するのではないかと思われるが、石油産油国の会議の中で原油価格が値下がり傾向にありながらも、非常に不安な要素が多く、今後どのような動向になるか全く余談を許さない状況です。何とか低速するこの不況から脱出する様な政策、経済、運営を期待するものです。そうした誠に苦しい状況でありながら、五十八年度予算編成は、前年度当初比百八パーセント、約一億七千万円の減額予算となり、原則的には経常経費の縮減、抑制を図り、投資的な経費の建設事業等を配慮し、四億五千万円を計上し、予算対比は三十二パーセントとなっております。事業の採択にあたっては、公債費の予算構成費は二十一・五パーセントにもなり、今後増加することから、有利な起債、過剰災害債の充当を優先し、単独債は極力抑制致しました。従って財政状態が硬直化していることから従来大幅に行なってきた生産

となり、諸手数料の改正等、村民の皆さんにご協力をお願いしたいわけです。

尚歳出面では総体的に減っている中で、消防、教育、災害復旧費等が伸びを示していますが、防火水槽を従来の四基から五基に計上し防災計画の全面見直しを図った事、教育費では岩井川小学校のプール建設による伸びです。建設事業については、産業課、建設課所管を含め、村道、林道、農道の改良、開設、舗装は五十七年度とほぼ同数を予算化し、総体的には産業振興、特に農業振興、畜産、温泉ボーリング等に、より充実した予算面での配慮をしたかったわけですが、補助金、起債等が国の財政的な見直し等により充分配慮できなかつたので、今後国の動向と合わせて計画的な配慮をしていきたいと思ひます。

一方特別会計の国保事業勘定では、医療給付の伸びが大幅に見込まれ、県の指導を受けながら予算編成したわけですが、国保税を基金積立より一千万円取り崩して、金積立より一世帯あたり四千四百七十円の負担増となつた事は非常に残念だと思ひます。

また簡易水道予算については、企業会計の原則から適性料金体制を取る様にの強い指導のある中で、一気に引き上げるのではなく、二年一回の引き上げをお願いしており、今回提案に特段のご協力をお願いするものであります。

村政はあなたのために 議会を傍聴しま



三月定例議会から

全議案(一議案修正)可決

五十八年度予算書より

●一般会計予算

歳入歳出予算の総額を十四億三百万円と定めるものです。

歳入関係で大きい項目別に見ますと地方交付税七億九千二百万円

(歳入予算割合五十六・五%)、村

債一億八千七百一十千円(予算

割合十三・三%)、県支出金一億二

千二百六十六千円(予算割合八・

六%)、村税八千九百七十七千円

(予算割合六・四%)、国庫支出金

八千四百四十九万三千円(予算制

割合六%)、貸付金元利収入、村預金

利子等の諸収入三千七十四万

二千円(予算割合二・四%)が主

な歳入予算の内容です。

歳出の内容としては公債費三億

百四十一万六千円(予算割合二

一・五%)、内容は、元金一億四千

二百二十五万九千円、利子一億五

千九百五十七千円、公債諸費十

万円で

つぎは農林水産業費二億七千五

百四十三万四千円(予算割合十

六%)、内容として、林道開設費

七千二百八十九千円、畜産業費三

千五百六十六千円、林業振興と二

千五百五十三万四千円、第二次林

業構造改善事業三千四百五十二

千円、滝ノ沢地区樹園地農道整

備事業二千二十五万五千円、岩井

川地区かんがい排水事業、地籍調

査事業等です。

つぎは教育費、一億九千四百九

十三万八千円(予算割合十三・九

%)、内容は、プール建設事業費三

千四百五十万四千円、教育助成費

四千四百八十八千円などとなってお

ります。

●特別会計予算

○国民健康保険(事業勘定)

歳入歳出予算の総額を二億百四

十一万円で定め、歳入の項目別か

らみますと、国庫支出金一億二千

三百四十九万七千円(予算割合六

十一・三%)、国民健康保険税六千

六百二十万九千円(三十二・八%)

となっております。

歳出では保険給付費が一億三千

八百五十九万九千円で(予算割合

六十九%)、老人保健拠出金が四千

五百二十二万二千円(二十二・四%)

となっております。

○国民健康保険(施設勘定)

歳入歳出予算の総額を七千四百

七十一万円で定め、歳入の項目で

は診療報酬収入六千三百七十六万

一千円(八十五・三%)となり、

歳出では一般管理費(職員給料、

医師住宅増改築費等)で五千二百

十五万五千円(六十八・六%)、医

業費二千三百四十五万五千円(三十一

・四%)で医薬品購入費等が主な

ものとなっております。

○簡易水道会計

歳入歳出予算総額一千四百九十

一万六千円と定めるもので水道使

用料等で収入を得る経常経費の支出

となっております。

○老人保健会計

歳入歳出予算総額一億一千五百

十四万四千円と定め、歳入では医

療費交付金等が七十%、国庫支出

金が二十%を占め、歳出では医療

給付が主となります。

○農業用機械管理会計

歳入歳出予算総額二千六十二万

七千円と定めるもので、ブルドー

ザー使用料と繰越金が主な収入で

人件費が主な支出となっております。

○十文字学寮会計

歳入歳出予算総額を八百六十六

万一千円と定めるもので各自の負

担金二百四十万円、一般会計より

持ち出し六百二十二万四千円等が

主な財源で、歳出は管理運営費と

なっております。

条例改正と

補正予算等

◎議案第二号、職員の定年等に關する条例について

職員の定年を制度化したもので年

齢を六十才として定年に達した

ときは、定年に達した日以後にお

ける最初の三月三十一日を定年退

職日とする。ただし東成瀬村国民

健康保険診療所において医療業務

に従事する医師は年齢六十五才と

するもので他に定年による退職の

特例と定年退職者の再任用等の特

例を設けたものです。

◎議案第三号、東成瀬村一般職の

職員の給与に關する条例の一部を

改正する条例について

職員の扶養親族の内で不具廃疾

者を重度心身障害者と改正するこ

とです。

◎議案第四号、東成瀬村税条例の

一部を改正する条例について

納税証明書の交付手数料を一枚

ごとに五十円を二百円に改める。

督促手数料を督促状一通につき

て二十円を八十円に改める。

固定資産評価員の数は一人とす

るを固定資産評価員の数は一人と

しその職務は村長が行うものとす

るに改める。

◎議案第五号、東成瀬村手数料条

例の一部を改正する条例について

一、職業及び営業に關する証明、

一件につき百円を二百円に。

二、土地に關する証明

一件につき百円を二百円に。

三、建物に關する証明

一件につき百円を二百円に。

四、土地台帳及び地図の謄本

一筆につき百円を二百円に。

五、身分及び身元証明

一件につき百円を二百円に。

六、財産及び資産の証明

一件につき百円を二百円に。

七、印鑑登録証明

一件につき百円を二百円に。

八、印録登録書

一件につき百円を二百円に。

九、公簿の謄本及び抄本

一枚につき百円を二百円に。

十、公簿及び図面の閲覧、図書の

写しは現状通り一枚又は一冊

について百円とする。

二、住民基本台帳の写

一枚につき百円を二百円に。

三、住民基本台帳世帯全員の写

五人までにつき百円を二百円

に。

三、住民基本台帳閲覧

一件につき百円を二百円に。

四、土地出願手数料

造林地関係一件につき百円を

二百円に。

◎議案第六号、東成瀬村家庭奉仕

員派遣手数料徴収条例について

家庭奉仕員の派遣を受けた世帯

の生計中心者から手数料を徴収す

るもので手数料は別表の通りです。

利用者の階層区分 (二時間あたり)	手数料の額
A 生活保護法による世帯保護世帯(単給世帯を含む)	〇円
B 生計中心者が前年所得税非課税の世帯	〇円
C 生計中心者の前年所得税額が三万円未満の世帯	二九〇円
D 生計中心者の前年所得税額が三万円以上	五八〇円

◎議案第七号、大柳へき地診療所設置条例について

大柳へき地診療所は現在診療行為を行っていますが、条例をまだ設置しておらなかったため今回提出されたものです。

◎議案第八号、東成瀬村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

一般用基本料金一ヶ月十立方メートル当り二百五十円を三百円に、超過料金一立方メートルにつき四十五円を五十五円に、

メーター使用料一ヶ月につき、口径十六ミリメートル以下八十円、口径二十五ミリメートル以下七十円、

口径四十四ミリメートル以下三十円に、簡易水道事業給水条例一部改正については村長より提出された内容に修正動議が出され基本料金超過料金とも減額修正し可決された。

◎議案第九号 東成瀬村文化財保護に関する条例について
この条例は文化財保護法に基づき制定されたもので、文化財保護

審議会を設置し文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議をし又これからの事項の建議を行う等村指定有形文化財、村指定無形文化財、村指定有形民俗文化財、村指定無形民俗文化財、村指定史跡名勝天然記念物について規定されたものです。

◎議案第十号、東成瀬村公民館設置条例の一部を改正する条例について

今回の条例改正は田子分館の規定をしておらなかったため条例に分館の設置をしたものです。

◎議案第十一号、東成瀬村社会教育委員会設置条例の一部を改正する条例について

この条例改正は法的根拠が明確化されておらないのと委員の定数を七名から六名に改められ、尚内規についても明記されたものです。

◎議案第十二号、湯沢雄勝広域市町圏組合規約の一部を変更する規約について

規約の中で広域重要路線の新設改良に関する事。広域除雪体制の整備促進に関する事を削除し総合体育施設の設置及び維持管理並びに運営に関する事、これの内容を具体的に名称を入れ規約を削除したので繰り上り調整したものです。

◎議案第十三号、昭和五十七年度東成瀬村一般会計補正予算(第六号)
歳入歳出既定予算総額から二千六百五十五万二千円を減額し予算

総額をそれぞれ十六億八万三千円とするものです。

歳入の主なものには村民税限年度分五百八十四万二千円、固定資産税現年課税分三百七十四万八千円、地方交付税四百三十二万九千円の減、農林水産業費分担金九百三十九万九千円の減、畜産施設使用料二百三十一万円の増、災害復旧事業費国庫補助金二百九十九万七千円の増、農林水産業費

県補助金一千六百三十七万一千円の減、利子及び配当金六百六十一万六千円の増、財政調整基金繰入金千七百九十九万九千円の減、村預金利子二百五十万円の増、等で

歳出の主なものは広域市町圏組合負担金二百二十八万四千円の減、児童福祉施設費二百五万三千円の減、労働諸費九十三万六千円の減、農業振興費百三十四万九千円の減、畜産施設運営委託料二百三十一万五千円の増、団体営岩井川地区かんがい排水事業補助金百六十五万五千円、野頭地区かんがい排水事業費二百五十五万五千円の減、地籍調査事業費百三十一万四千円の減、林業作業道改良等機械借上料百七十一万九千円の減、村道補修ブル及び自動車借上料百九十五万円の減、道路新設改良費五百十九万四千円の減、除雪対策費六百九万円の増、東小グランド整備工事費三百九十四万円の減、農業用施設災害復旧費百二十七万円の減、財政調整基金費百五十八万円の増、

◎議案第十四号、昭和五十七年度東成瀬村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第四号)

歳入歳出既定予算総額に二千四百四十万三千円を追加しそれぞれ二億二千五百四十七万六千円とするものです。

歳入の主なものは療養給付費負担金五百四十六万九千円の増、普通調整交付金六百八十八万九千円の増、繰越金七百七十一万四千円の増、第三者納付金百四十四万六千円の増、等です。

歳出の主なものは療養給付費保険者負担額二千九百九十七万七千円の増、助産費六十万円の増、財政調整基金積立金八十九万一千円の減

施設勘定繰越金三百四十二万一千円の増等です。

◎議案第十五号、昭和五十七年度東成瀬村国民健康保険特別会計(施設勘定)補正予算(第四号)

既定の歳入歳出にそれぞれ千二百二十三万円を追加し予算総額をそれぞれ八百八十八万四千円とする

歳入の主なものは診療報酬外来収入百四万九千円の増、一般会計繰入金六百二十六万四千円の増、事業勘定繰入金三百四十一万一千円の増、等です。

歳出の主なものは施設管理費百五十一万八千円の減、医療品衛生材料費千二百七十三万円の増等です。

◎議案第十六号、昭和五十七年度東成瀬村簡易水道特別会計補正予算(第四号)

歳入歳出予算それぞれ一千二百九十四万八千円を減額し予算総額を一億五千二百一十一万二千円とするものです。

◎議案第十七号、昭和五十七年度東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算(第一号)

既定の歳入歳出予算それぞれを六十六万二千円を減額し予算総額を七百八十二万五千円とする。

◎議案第十八号より第二十四号までは五十八年度予算書より説明してあります。

◎議案第二十五号、東成瀬村議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議員の報酬を支給する場合、月の初日から支給するるときは、月の初日、又は月の末日まで支給するときは、又は月の末日まで支給するときは、又は月の末日まで支給するときは、その月の現日数を基礎として日割によって計算する改正です。

◎議案第二十六号、学校災害法の制定促進に関する意見書の提出について

学校災害が発生した場合、現行法上は、学校安全会が対応しているが、あくまで互助共済事業にすぎず、これがために学校災害法制定促進方を要するものです。

◎議案第二十七号、工事請負変更契約の締結について
手倉地区簡易水道拡張工事請負契約の契約金額一億二千四百五十五万円の契約金額一億二千六百四十三万四千円に変更するものです。

一 般 質 問 概 要

今定例会の一般質問は2日目の3月8日に行なわれ、後藤作議員の①岩井川小学校屋根からの落雪について、②東中体育館屋根塗装について、③山採及び農産物の加工について、④保育所入所の方法についてを質問し答弁は村長、助役、教育長により行なわれた。

質問する
後藤 作議員



学校屋根の落雪対応は

質問―岩井川小学校体育館は建設以来十数年たっており、建設当初の設計等から見ても自然落雪型の屋根であることは明らかであります。しかもそこに村道が直接つながっており落雪の場合は雪が直ちに道路に落ちるといふふうになっているのが現在の状況でございます。こういうように住民に危険を伴う公共施設があつて良いものかどうかと言ふ事が不思議でならないわけでございます。子供には冬期間は歩くなどと言つてありますが危険だと判断される時は村の名前で通行止めの札を立て皆さんの協力を願つていてと学校側としてはこれしかないの打ちようがないかも知れません。しかしすでに十数年経っているわけでございますし、当時から問題となつてきていることだと思います。ただ危険な場合は村の名前で通行止めをするというふうな考え方で果して行政というものは良いものでしょうか、村としてはどう対処するのかその考えを伺いたいと思つています。

答弁―非常に危険であるのかどうかは良いのではないかと、私が実際に現場に行つてみましたが、あの時はまだたいした事がなかったのですが、増々雪が多くなつて落雪してしまつて積み重なつてくると村道の方に行くのは危険だと感じました。それで東側と西側の方に常時落雪に充分注意して下さいと札を立てて、同時に特に危険だと思われる時は通行禁止の札を立てておくという緊急処置を取つていただいた状況でございます。学校の方でも子供達や部落の方にお願ひし特に事故のないよう注意して歩いて下さいと言ふことです。

再質問―岩井川部落より役場当局へ改善の申し入れを行わなかったか、それから村の名前で通行止をするという考えで良いのか、すでに十何年も経過していることで今年になつてから通行止をしたのではなく今までそういうことがやられてきたということですか。地域住民の方々は学校の後に有る水路（遠藤堰）ぞいに東側の方へ冬期間除雪車が歩けるだけの幅を出してもらひ道路としてでなく冬期間屋根から雪が落ちるようになったら水路の縁を除雪していただいて学校の東側の方へ通じる道路と結びつけていただければ今応急対策としては解決出来るのではないかと

言つておりました。なぜ今までもそういうような事を放置しておいたのかという事を伺いたいと思つています。再答弁―体育館の建設の時から西側の体育館の基礎が道路にかかつておりました。それでそのすぐ北側の方が宅地で有りまして、その条件が出来るかと言ふことで条件がいろいろと有りまして、その条件を実施しまして後の方に今の道路と旧道の間に道路敷地を借りまして、これでも冬の場合は現在の道路は畑でありまして雪をふんで冬期間は歩いておりました、それでも駄目なので現在の今の道路は毎年借地料を出して借りております。いつまでも貸借でなくと話しをしまして売買の方へと進んでおりますし学校の北側から東側へ行く道路の新設をとして五十八年度要望を出しておりますが実施予算はついておらないようです。

今年の場合暖冬の影響もありまして今までも危険だと言ふことは二回で長くても二日間位で皆さんそれなりに注意しているようです。

屋根塗装は どうなつてゐるか

質問―去年の六月定例会でもこの点について質問したわけですが、いづれ東中体育館の屋根塗装がはがれてきている事には変わりはないようです。しかもあの白い塗装ははげることによつて、白い塗装が保護されている下の黒いものが溶け出すかあるいは、はがれると言

う事が起きてくることになる訳です。これに対して前教育長は必ずやり直しはさせると業者を呼んで話し合いをしたはずですし塗装のやり直しの約束もしたわけですが、去年はどうとうその約束も実現しておらないという事です。この約束は一個人の約束事ではなく村全体的に見た場合でもそのように困ることになるわけでございます。こうした場合口約束だけでその場を過ごせばいいと言ふような態度では到底許されないのではないかと思つています。

今の教育長は当時の事情は良く知らないと言ふ事になればそれまでですがしかし事務引き継ぎと言ふ事もあるわけですし又村長も当時は助役としてその任務を果していただけたので知らなかつたと言ふことでは責任を果たせないと言ふことになるのではないかと思



東中体育館

いますしあの塗装が今だに改善されていなくて、言うことには全く憤慨に絶えない、どのように対処されるのか。

答弁―本年度中に塗装 約束をしていると言う事でしたが、前々からの事を聞きまして今盛んに交渉しておるということでした。秋頃ということでしたがその内に雪が降ってきまして、今塗っても結局雪が降って落着きますと前と同じになるのではないかと、三月の下旬か四月の下旬に見に来ると言うことと同時に話合いにくると連絡がついております。大変申し訳ありませんが、本年度中には出来ませんので来年度あたりは予算の関係もありますので執行部とも相談し、又業者とも相談してみたいと思います。

再質問―六月議会当時は教育長でなかったという経緯もありますがこれはそういうことでは済まされない問題であつて、これから業者と話し合いをすると言うことでは教育行政に限らず行政としては全く何もなかったというには行政になります。こういうことでは行政は一向に進まないと言ふ方に取らざるを得ないと思つて、やはり教育総務課長もいるわけですしその人達が全然六月議会以来秋まで全然なにもしなかつたかという点について伺いたいと思つて、これから話し合いをすると言う答弁ししか出来ませんと言ふことで

たが業者との話し合いの中で約束は約束として五十八年度中には是非やらせるよう交渉の仕方をしていただきたいと思つて、

再答弁―六月議会以来教育委員会が行政として何もやっていないと言ふお叱りを受けましたけれども六月議会以来業者の方のいろいろ交渉しておるようです。交渉して来ようという返事が決まりました。秋頃雪が降ってまいりまして駄目だと言ふ状態です。なるべく早くと言ふふうにならぬようです。

山菜加工への 村の取組は

質問―山菜加工については前にも論議してきたところですが、これもなかなか実現に至っていないのが現状であります。このようにならぬ山村で目立った仕事のない村においては何かを求めて模索をしているというのが住民一般の人の気持だと思つて、特に最近にいたつては売り出せる特産品というところで各地でそれぞれの知恵を絞つて、特産品を作り売り出すというところに懸命になつていて、というのが実情だと思つて、

そこで転作田に野菜を作り加工しそれに技術指導しながら村としてはメニユー方式を作つて収入を上げていくというような考え方を持たなければならぬわけですが今直ちに加工場を作るとなるとどう簡単にはいかないと思つて、

なりその技術員の確保等問題があるのでこれらに対する取組の姿勢の問題ではないかと思つて、真剣に取組んでみる必要があるのではないかと伺います。

答弁―結論から言いますと大賛成でございます。又村民の間に山菜だけでなく農産物をもという芽が出てきたということは非常に嬉しく思つて、過去二業者で山菜の加工場がございましたが今は休業状態のようです。尚高度野菜として仁郷の草地に大根の栽培もやりました。現在これまた従来より減つた傾向で休業状態だと私は思つております。なぜこの傾向に賛成するかと言いますと転作も昨年は減りまして六町歩になりましたけれども第二期対策の七十五町歩の転作をやるに對しては相当の野菜団地、飼料団地を作つて野菜即畜産団地の形成をしなければと話をした経緯があります。又温泉開発とダムの築造をやつて、それに対する消費的なものはどうするかとその時の対策については、今も頭の中に持つておられますし、今後村民のご意見を聞きながら対応策を考えたいと思つて、

質問―岩井川保育所の入園児が五名程定員をオーバーしその分を田子内保育所への入所を大柳地区へ話し合いに行つたと聞いております。これはもともと保育所建設時

点によつて、建設二年目にして定員がオーバーになる。そのような建設の仕方自体が問題だと思つて、しかしその当時から予測して田子内保育所に入所させると言うことも考えておつたのか、これは我々としては予測のつくところではありませんが、いずれにせよ地域的なものもあるわけでございまして、これを行政の建て前的な指導によつて果していいかどうか。大柳地区へ行つての話し合いの結果は地域の人々の不満によつて不調に終つたというふうなことも聞いております。

保育園児の 入所の取扱は

あ、岩井川の保育所、椿川保育所の合併し統合建設する時点におけるところの話し合いの中においては人数が多くなつた場合は椿川保育所も大柳へき地保育所も復活できるような話し合をしたと言つても聞くことによるとあります。又田子内保育所は現在定員割れでございますがこれに対して五人なり六人なり入所することが出来れば国から百五十万円も来るんだと言つて地域の人々の感情を押えようとして取れなくもないような発言をされているもようです

が、こうした入所勧誘の仕方が適当で有るのか、今後各保育所入所については各地域にはそれぞれの施設があるということであれば一軒豪華主義ではなく各地域で出来るだけ施設を利用していきたいというのが、その地域の人の私的な表現とも言えるべきで

はないかと思われまふ。そう言う観点から考えましてこの岩井川保育所の定員オーバーについてのどのような対策をお取りになるつもりなのかお伺いしたいと思います。

答弁―大柳地区に行つて田子内保育所に来て下さいと担当課でいったことは事実です。それは何も行政の欠陥と言えは欠陥になるかもしれせんけれども四十名ないし六十三名の両保育所に対してやや似た園児でもつてやつたらとて岩井川に来ても田子内に来てもマイクローで運ぶ関係にはそう支障がありませんけれどもただ地域的に二年保育ですのでせっかく馴れた園児がまた動くと言



こばと保育園

うことは容易でないだろうと言うような親心から出来るならば岩井川保育所において下さいと言う事で今の段階では三名定員オーバーですけれども岩井川保育所に入所させ県の機関とも連絡を取りながらそれでやっていくつもりです。私今質問の中で初めてお聞きしました経費百万円とか村民をなんでもそんな事で動かすかと言うような発言がありましたけれど金とかで動かすつもりはありませんし住民の意志を大切にしながら今後もやっていきたいと思えます。尚建設の途中でそのような状態が判らなかつたかと言う質問ですが当初の計画では定員六十人でだいたいようぶ間に合うだろうという計画であつてしかながら嬉しいことに嫁さんが子供を連れてきたり、他町村から来てくれた方もあるので多くなつたと言う事情も聞いておりますので、よりよい保育所作りに頑張りたいと思ひますので今後とも宜しくご協力お願いしたいと思ひます。

尚参考までに五十八年度やまゆり保育園四十名、こぼと保育園六十三名、五十八年度やまゆり保育園四十二名、こぼと保育園五十五名、六十年年度やまゆり保育園四十二名、こぼと保育園五十五名でこれはあくまでも三歳児保育は入れない数字でありますがこの外にやまゆり保育園は三歳児もだいぶあるそうです。

第1回臨時議会開く

◎議案第一号、昭和五十七年度東成瀬村一般会計補正予算(第五号)
債務負担行為
事項 五十七年度災害公共土木施設災害復旧事業
害復旧事業
期間 昭和五十七年度から昭和五十八年度まで
限度額 一千九百二十八万六千円

これは大柳沢川百五十メートル柳沢川二十二・五メートルの災害復旧事業を行うために債務負担行為を設定したものです。

委員会 協議会の活動

◎教育民生常任委員会
十二月定例議会において教育民生常任委員会に付託となつておりました学校災害法についてを三月三日役場会議室において行なわれた。

審議の結果については三月定例議会に議案第二十六号学校災害法
議員十五年以上自治功勞
次 の三氏が自治功勞者として
全国町村議会議長会長より表彰
されました。

全国表彰を受ける

副議長 佐々木 二郎氏
議員 佐々木 勇治氏
前議員 谷藤 宗夫氏

の制定促進に関する意見書の提出として議案に付され全員の賛成を得各大臣に送付されております。
◎議会全員協議会
二月十八日全議員が出席され五十八年度の予算、事業の内容を執行部より説明を受けて散会した。
◎議会全員協議会
一月二十五日全議員が出席し当面の問題であります四月二十四日に実施する当村議会議員の選挙についてを協議し次の通り申し合わせました。
※選挙の応援宣伝車を連ねて交通のさまたげにならないようにする事。
※選挙車は各候補とも二台までにする事。
※拡声器の音を異常に大きくして迷惑をかけるようにする事。
このことについては立候補される人には全員守ってもらいたいものです。

陳情審議

□陳情 第一号、老人保健法による、医療保健事業実施に伴う陳情

情
(採択と決定)
陳情者、秋田の医療と福祉を良くする会
代表委員岩崎コト外七名

陳情 第二号、高額医療費の受領委任方式の実施を求める陳情
(取り下げ)

陳情者 秋田県医療労働組合協議会
議長 柏谷 武志

陳情 第三号、優生保護法改正に反対する陳情
(継続審議と決定)

陳情者、新日本婦人の会秋田県本部
代表者事務局長 佐藤 聖子

※十二月定例の継続審議
学校薬剤師の報酬改善について
(採択と決定)

陳情者、秋田県薬剤師会
秋田県学校薬剤師会

訂正

前議会だより四十二号の三ページ村長行政報告中「五十八年度限度数量三万六百八十三俵」を「一万一千三百俵」の誤りでした。訂正しておわび致します。

事務局 日誌より

12月27日 湯沢雄勝広域議会
1月5日 消防出初式
1月11日 郡町村議会議長会 同監査

編集後記

晩春の陽さしによって雪も消え始め春の作業の忙しい時期となつてまいりました。
当議会だよりも四十三号の発行となり発刊以来皆さんに親しまれるよう努力してまいりましたがなかなか至難で落ちどが多く非常に申しわけなく思っております。
さてこの四月の人事異動で佐々木俊朗(民生課へ)に替り谷藤孝太郎(議会議務局長)が編集をする事になりました。尚一層ご愛読下されより良い議会だよりにご協力いただければ幸と存じます。

1月19日 水編対策協議臨時会
1月25日 当村議会全員協議会
1月31日 郡市県議協議会(湯沢)
2月5日 当村臨時議会
2月12日 ちびっこ弁論大会
2月17日 五校スキー大会
2月18日 58年度予算内示会
水編役員会
2月19日 東京出稼集会
2月22日 婦人のつどい
2月25日 記者クラブ懇談会(湯沢)
2月28日 県議会議長会総会 秋田
3月3日 教育民生常任委員会
3月5日 議会運営委員会
3月7日 10日 第二回東成瀬村定例会招集開会
3月15日 東中卒業式
3月18日 各小学校卒業式
3月24日 議会全員協議会
3月25日 広域議会、記者クラブ
3月30日 湯沢火葬場竣工式